

令和8年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和8年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

住之江区では、住之江区で暮らし、学び、働くすべての人が、自分の将来に夢と希望をもって、地域への愛着や誇りを持ちながら、充実した日常生活を営むことのできる「心から誇りに思えるまち、住之江区」の実現に向け、区及び局が実施する事業やイベントなどについて、広報紙やホームページ、SNS（X や LINE）などの媒体を用いて計画的かつ効果的な情報発信に努めているところである。

スマートフォン等の普及やデジタル化が進み、情報収集の手段として YouTube やサイネージ等が利用されるようになり、動画に触れる機会が多くなっていることから、より多くの方にご理解いただける、視覚的に伝わる広報手段の一つとして、動画を用いた広報を行う機会が増えている。については本事業により、区の PR や行政情報の紹介等の動画に、民間事業者のノウハウを取り入れ、伝わりやすさ、見やすさ等を向上させた効果的な動画コンテンツの作成を委託する。

さらに、住之江区内の魅力を来訪者に発信することで、区内各所へ足を運んでもらうための取組の一つとして、区の魅力を発信する動画を作成し、多くの方に関心を持ってもらい、住之江区が魅力的であると実感してもらうことも併せて目的とする。

（2）業務内容

住之江区広報用映像コンテンツの作成業務

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

（3）事業規模（契約上限額）

金 1,914,000 円（消費税含む）

ただし、令和8年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。

（4）履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

（7）市側から提供する資料・貸与品等

広報用動画を作成するにあたり、市が所有するデータ等を必要に応じて提供する。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

#### (4) 契約保証金

契約保証金 要（但し、大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合は免除）

#### (5) 再委託について

本委託業務において受注者は次に掲げる事項を再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

※その他詳細は別紙仕様書「再委託に関する特記事項」を参照のこと

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 参加資格要件

参加資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、もしくはその連合体とし、参加申請時点で、法人等は次の（1）から（7）の条件を、連合体は次の（8）から（10）の条件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない場合にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）。
- (5) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

- (8) 連合体は、2 以上の法人等により構成された任意団体、JV (共同企業体や合弁企業) などとし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立すること。
- (9) 連合体を構成する法人等（以下「構成員」という。）は上記（1）から（7）の条件を全て満たしていること。
- (10) 構成員のうち、代表となる法人等（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。  
なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員となること、参加申請を行う 2 以上の連合体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

・公募開始	令和 8 年 1 月 13 日（火）
・質問受付期限	令和 8 年 1 月 23 日（金）
・質問に対する回答	令和 8 年 1 月 30 日（金）
・参加申請書提出締切	令和 8 年 2 月 6 日（金）
・参加資格決定通知	令和 8 年 2 月 13 日（金）
・企画提案書類提出締切	令和 8 年 3 月 2 日（月）
・選定会議（プレゼンテーション）	令和 8 年 3 月 17 日（火）
・選定結果通知	令和 8 年 3 月 27 日（金）
・契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月中旬ごろ
・業務完了	令和 9 年 3 月 31 日（水）

## 6 応募手続き等に関する事項

### （1） 参加申請手続き及び参加決定通知

#### ア 受付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで  
午前 9 時から午後 5 時 30 分（本市の休日を除く毎日）

#### イ 提出書類 次の書類を提出すること。

番号	書類	法人等	連合体
1	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 1-1）	要	不要
2	公募型プロポーザル参加申請書（様式 1-2（連合体））	不要	要
3	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 2（連合体））	不要	要（構成団体ごとに提出すること）
4	連合体の構成員名簿（様式 3（連合体））	不要	要
5	連合体の協定書の写し	不要	要※1

6	法人又は団体の概要	要	要(構成団体ごとに提出すること)
7	登記簿謄本又は登記事項全部証明書 (写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの)	要※2	要(構成団体ごとに提出すること) ※2
8	直近1事業年度分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税)の納税証明書※3 (写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの)	要※2	要(構成団体ごとに提出すること) ※2
9	直近1事業年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署の様式その3又はその3の3様式[法人]、若しくはその3の2様式[個人])※3 (写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの)	要※2	要(構成団体ごとに提出すること) ※2

※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。

※2 本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等については不要。

※3 「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない、若しくは非課税等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出すること。

ウ 提出部数

各1部

エ 提出場所・提出方法

8(2) 提出先、問合せ先に持参又は送付によるものとする(送付の場合は必着)。

書類は、各1部提出すること。

オ 参加資格決定通知

令和8年2月13日(金)に通知する。

(2) 質問

ア 受付期間

令和8年1月13日(火)から令和8年1月23日(金)午後5時30分まで

イ 提出場所・提出方法

質問は箇条書きで「質問票(様式4)」にて、Eメールにより8(2)提出先、問合せ先へ提出すること。また、送付後に電話連絡を行うこと。

ウ 回答

令和8年1月30日(金)までに住之江区ホームページで公表する。

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月2日（月）まで

午前9時から午後5時30分（本市の休日を除く毎日）

#### イ 提出書類

- ・企画提案書（様式5-1または5-2（連合体））

A4判とし、企画提案書の枚数は、企画提案作品を除いて20枚以内とする（両面印刷可）。

#### ウ 企画提案書

必須記載項目は、以下のとおりとする。

##### ① 企画提案内容（様式自由）

###### ・本業務に対する考え方、実施方針について

###### ・業務実施スケジュールについて

###### ・企画提案作品

以下のA・Bをテーマとする、3分程度の動画作成を前提とした絵コンテを作成すること。

###### A:住之江区の魅力発信を目的とした動画案

仕様書6（3）各テーマの動画について②を参照のうえ、区外向けの内容について絵コンテを作成すること。

###### B:住之江区の行政情報等紹介動画案

仕様書6（3）各テーマの動画について③を参照のうえ、区民を対象とした動画テーマを5本分提示し、そのうち1本分について絵コンテを作成すること。

A・Bの各絵コンテは次の点に注意し作成すること。

- ・1つの案に対しA4サイズで4枚以内とすること（両面印刷可）
- ・映像の動きを詳細に記載すること
- ・映像全体のイメージがわかるものとすること
- ・無音でも内容が理解できるものとすること
- ・様々な視聴者を想定し作成すること
- ・見積金額の範囲内で実現可能なものとすること

###### ・企画提案作品のアピールポイントについて

以下の内容を記載すること。

- ・映像のねらい
  - ・編集（映像の構成・強弱やキャッチコピーなど）の考え方
  - ・映像のデザイン（レイアウト、フォントサイズ、ビジュアルなど）に対する考え方
  - ・YouTubeやSNS（X、LINE、Instagram）での共有・拡散を促進するための考え方
- ※住之江区公式Instagramについては、令和8年度に新規開設予定
- ・その他アピールポイント

##### ② 業務実施人員体制表（様式6）

本業務に係る実施体制（人員配置）について、具体的に記載すること。（役割ごとに、人数・経歴・実績等）

**③ 類似した動画作成業務の受託実績調書（様式 7）**

過去 3 年程度の類似業務の受託実績について、受託業務名、契約期間、契約相手方、当該業務における役割、内容などを本事業との関わりやアピールしたい点について記載すること。

**④ 見積書及び積算根拠（様式自由）**

各経費の内訳を示すこと。

**⑤ 企画提案作品に関する誓約書（様式 8-1 または 8-2（連合体））**

エ 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※提案事業者名の記載は正本 1 部のみとし、副本 7 部には記載しないとともに、他に事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないこと。

オ 提出場所・提出方法

8（2）提出先、問合せ先へ必ず持参すること。

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、次の視点に基づく配点とする（合計 100 点）。選定会議メンバー全員が採点した点数の合計点を求め、合計点が最も高い提案事業者を受注予定者に決定する。なお、選定会議メンバーのうち 1 名でも合計点が 60 点に満たない場合は選定対象としない。

提案内容の有効性・創造性（60 点）		
1	本事業の目的・趣旨を正しく理解できているか。	10
2	映像作成について、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか。	10
3	YouTube や SNS(X、LINE、今後開設予定の Instagram)での共有・拡散を促進するための創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか。	20
4	住之江区の魅力発信及び行政情報等紹介動画において、民間事業者ならではの企画力が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか。	20

事業の実施体制（30 点）		
1	伝わる映像を作成するために必要な撮影・編集等の技術を有しているか。	10
2	事業者は、本事業を適切かつ円滑に管理運営できる能力を有しているか。	10
3	官公庁・民間企業等において動画を使用した PR 等を実施した業務実績はあるか	10

費用積算根拠の妥当性（10 点）		
1	費用の積算根拠は明確に示されているか	5
2	効率的で妥当な経費により提案されているか	5
合 計		100

## (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定会議メンバーは、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プrezentation

選定会議でプレゼンテーションを行う。

・開催日時 令和8年3月17日(火) 開催時間は別途通知

・開催場所 住之江区役所 3階 3-1・3-2会議室(予定)

・提案方法 企画提案書による提案は15分程度とし、質疑応答を含めて30分程度とする。

プレゼンテーションには企画提案書を作成した者が同行すること。プレゼンテーションの出席人数は4人までとする。審査はあらかじめ提出された企画提案書類をもとに行い、追加資料の配布は不可とする。また、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、審査を行わないものとする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、次の審査項目の順に点数を比較し、点数の最も高い事業者を契約候補者とする。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

① 『提案内容の有効性・創造性』の合計点(各選定会議メンバーの合計点)

② 『事業の実施体制等』の合計点(各選定会議メンバーの合計点)

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定会議メンバーに対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 提出書類または企画提案書に不備があること

## (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和8年3月27日(金)に住之江区ホームページに掲載するとともに、全ての参加者に対して別途通知する予定である。

# 8 その他

## (1) 提案に要する費用・条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報(個人情報・法人等の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 全ての企画提案書は返却しない。

エ 提案事業者は、企画提案作品について第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、企画提案作品について第三者の権利を侵害し

ていた場合に生じる問題の一切の責任は、提案事業者が負うものとする。

- オ 企画提案作品において、生成 AI の利用は禁止する。ただし、提案事業者の業務支援目的のみでの利用についてはこの限りではない。  
業務支援のみを目的として生成 AI を使用する場合及びその他詳細は別紙仕様書「生成 AI 利用に関する特記仕様書」及び「生成 AI の利用規定」を参照・遵守すること。
- カ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- キ 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- ク 期限後の提出・差し替え等は認めない。
- ケ 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

## (2) 提出先、問合せ先

〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3-1-17

住之江区役所総務課 (ICT・企画)

電話番号 06-6682-9909

メールアドレス tt0009@city.osaka.lg.jp

## 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書

令和 年 月 日

大阪市住之江区長  
藤井 秀明 様

住所又は事務所所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

印

大阪市入札参加資格承認番号

--	--	--	--	--	--

次の業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、募集要項 6(1)イ記載の必要書類を添えて参加申請するとともに、本プロポーザル参加に際して、次の事項について事実に相違ないことを誓約します。

なお、是正の必要が生じたときには、貴区と十分協議し、誠意を持って改善措置を講じ、円滑な業務遂行に努めます。

### 1 業務名称

令和8年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

### 2 誓約事項

- (1) 事務所所在地など、申請内容に変更が生じた場合、速やかに業務担当部局に報告します。
- (2) 当社は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しません。
- (3) 当社は、大阪市税及び大阪府税に係る徴収金（大阪府内に事業所を有しない場合にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金）を完納しています。
- (4) 当社は、直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納しています。
- (5) 当社は、経営状態が著しく不健全であると認められる者（会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）には該当しません。
- (6) 当社は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていません。
- (7) 当社は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていません。また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しません。
- (8) 当社は、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではありません。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではありません。

- (9) 本申請において、虚偽の申請があった場合、又、参加申請必要書類を提出してから契約締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、プロポーザルへの参加が取り消されることに同意します。
- (10) この契約の履行期間中に、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、契約が解除されることに同意します。
- (11) 業務委託決定後は、業務担当部局と十分に調整を図るとともに、誠意をもって必ずこれを履行します。

3 連絡先

部署名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

## 公募型プロポーザル参加申請書

令和 年 月 日

大阪市住之江区長  
藤井 秀明 様

連合体名称

(代表者)

住 所 又 は  
事業所所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

(構成員)

住 所 又 は  
事業所所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

※構成員が複数の場合は、すべて列挙すること。

次の業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、募集要項 6(1)イ記載の必要書類を添えて参加申請します。

1 業務名称

令和 8 年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 連絡先

商号又は名称

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

## 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書

令和 年 月 日

大阪市住之江区長

藤井 秀明 様

住 所 又 は  
事 業 所 所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 職 氏 名

印

次の業務に係る公募型プロポーザルの参加に際して、次の事項を誓約します。

### 1 業務名称

令和8年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

### 2 誓約事項

- (1) 事務所所在地など、申請内容に変更が生じた場合、速やかに業務担当部局に報告します。
- (2) 当社は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- (3) 当社は、大阪市税及び大阪府税に係る徴収金（大阪府内に事業所を有しない場合にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税に係る徴収金）を完納しています。
- (4) 当社は、直近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納しています。
- (5) 当社は、経営状態が著しく不健全であると認められる者（会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）には該当しません。
- (6) 当社は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていません。
- (7) 当社は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていません。また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しません。
- (8) 当社は、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではありません。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではありません。
- (9) 本申請において、虚偽の申請があった場合、又、参加申請必要書類を提出してから契約締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、プロポーザルへの参加が取り消されることに同意します。
- (10) この契約の履行期間中に、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け

た場合は、契約が解除されることに同意します。

(11)業務委託決定後は、業務担当部局と十分に調整を図るとともに、誠意をもって必ずこれを履行します。

### 様式3 (連合体)

## 連合体の構成員名簿

### 連合体名称

## 質問票

住之江区役所 総務課 (ICT・企画) 宛

(E メール : [tt0009@city.osaka.lg.jp](mailto:tt0009@city.osaka.lg.jp))

業務名称	令和 8 年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託
事業者名	
(質問事項)	
担当者氏名及び 連絡先	担当部署 : 担当者氏名 : 電話 : ( ) メールアドレス :

令和 年 月 日

## 企 画 提 案 書

大阪市住之江区長  
藤井 秀明 様

住所又は事務所所在地

商 号 又 は 名 称

氏名又は代表者氏名

印

\*事業者名等の記載は正本のみとし、副本には提案事業者を推定できる  
記載はしないでください。

次の案件にかかる公募型プロポーザルの企画提案について、関係書類を添えて提出します。

記

1 案件名称

令和 8 年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 関係書類

① 公募型プロポーザル企画提案書（本様式）

② 企画提案内容（様式自由）

③ 業務実施人員体制表（様式 6）

④ 類似した動画作成業務の受託実績調書（様式 7）

⑤ 見積書及び積算根拠（様式自由）

⑥ 企画提案作品に関する誓約書（様式 8-1）

令和 年 月 日

## 企 画 提 案 書

大阪市住之江区長  
藤井 秀明 様

連合体名称  
(代表構成員)  
住所又は事務所所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名 印  
\*事業者名等の記載は正本のみとし、副本には提案事業者を推定できる  
記載はしないでください。

次の案件にかかる公募型プロポーザルの企画提案について、関係書類を添えて提出します。

記

1 案件名称

令和8年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 関係書類

- ① 公募型プロポーザル企画提案書（本様式）
- ② 企画提案内容（様式自由）
- ③ 業務実施人員体制表（様式6）
- ④ 類似した動画作成業務の受託実績調書（様式7）
- ⑤ 見積書及び積算根拠（様式自由）
- ⑥ 企画提案作品に関する誓約書（様式8-2（連合体））

## 業務実施人員体制表

本事業の具体的な人員配置方針及び、配置予定者について記載してください。

### 人員配置方針

どういった意図で、どのように人員を配置するのかを記載してください。

### 配置予定者

	配置予定 スタッフ氏名	所属・役職※・経歴・実績等	担当する業務分野※
統括責任者（1名）			
業務管理者（1名）			

※所属・役職について、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記述すること。

※担当する業務分野について、具体的に記載すること。

※本業務の遂行にあたり統括責任者を1名、業務管理者を1名定め、円滑な業務執行に努めること。

※統括責任者と業務管理者の各責任者は兼任できない。

※必要に応じて様式を拡張すること（複数枚可）

## 類似した動画作成業務の受託実績調書

	受託業務名	契約期間	契約相手方	当該業務における役割	内容
(例)	○○市魅力発信動画作成業務委託	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 3 月末	○○市観光振興課	取材・撮影・編集・ディレクション	別紙のとおり
1					
2					
3					
4					
5					

上記により作成した動画を公開している場合は下記へ URL を記載

上記以外で作成した動画を公開している場合は下記へ URL を記載

※必要に応じて実績調書の行を追加すること。なお、行を追加した場合も実績調書は 2 ページ以内にまとめるうこと。

※内容（成果物）がわかる資料を添付すること。

※副本は事業者名等にマスキング処理をすること。

## 企画提案作品に関する誓約書

令和 年 月 日

大阪市住之江区長  
藤井 秀明 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

\* 事業者名等の記載は正本のみとし、副本には提案事業者を推定  
できる記載はしないでください。

次の業務に係る企画提案作品提出に際して、次の事項を誓約します。

### 1 業務名称

令和 8 年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

### 2 誓約事項

- 企画提案作品について第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証します。
- 企画提案作品について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、提案事業者が負うものとします。
- 別紙仕様書「生成 AI 利用に関する特記仕様書」及び「生成 AI の利用規定」を確認したうえで、企画提案作品において生成 AI は利用していません。

## 企画提案作品に関する誓約書

令和 年 月 日

大阪市住之江区長  
藤井 秀明 様

連合体名称

(代表構成員)

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

\*事業者名等の記載は正本のみとし、副本には提案事業者を推定  
できる記載はしないでください。

次の業務に係る企画提案作品提出に際して、次の事項を誓約します。

1 業務名称

令和8年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 誓約事項

- 企画提案作品について第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証します。
- 企画提案作品について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、提案事業者が負うものとします。
- 別紙仕様書「生成AI利用に関する特記仕様書」及び「生成AIの利用規定」を確認したうえで、企画提案作品において生成AIは利用していません。